時事新報ハ一年三百六十五日ニ休刊セズ其代價送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢	六錢
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢	三厘五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

鐵道工事の緩慢なる理由は如何ん

日本鐵道會社の工事は既に特約期限の七分の六を經過したるにも拘はらず東京以北青森までの特約線路は今日僅に其半を終りたるの有樣なれば工事の進歩甚だ遲緩なりと云ふの外ある可らず云々の旨趣は此程の紙上に於て論述したる所なれども退て熟々日本全國の鐵道事業を見渡すに其工事の捗取らざる者獨り日本鐵道會社にのみ限らずして其他東西各所に起る所の私立會社概ね皆然らざるあし其甚だしきに至りては假免狀の許可を受けながらも測量技師不足の爲めに豫測實測をも了ると能はずして昨今尚は中途に彷徨するの趣あるに非ず官行鐵道の如きは之に較べて技師材料兩つながら充分なれば工事の進歩稍速かなるが如くあれども全國到る所鐵道の速成を希望して止まざるの熱心に對しては未だ充分に滿足を與ふる能はざるの嫌を免れず例へば中仙道鐵道の工事に於けるも其始めには碓氷峠の險とも畏れず隧道を穿つか勾配を急にするか二者其一の方便に依賴して上田横川間の連絡を全うせんとするやの計畫にも聞及び居たりしに實際の工事非常に困難にして到底兩三年間に開通の見込立たざるより更に路を東海道に轉じ中仙道鐵道公債の資本を流用して早く之を岐阜大垣の線路に續けんとの考案より先日來政府は類に東海道鐵道の工事を督責し横濱國府津間の往復も既に開け、箱根は裾を迂廻して駿遠に出でんとするの場合に臨み富士阿倍大井天龍の諸川恰も工事の路に横れば鐵橋を架して之を跨ぐの手段大切なりと雖も右は孰れも皆有名なる急流激河にして加ふるに河身の橫幅甚だ廣く鐵橋兩岸の距離一川尚且つ里餘に及ぶの不便あり碓氷の峠、駿遠の川、山水の相違ころあれ其工事困難の一點に至りては中仙道東海道與に優劣ある可らず昨今の形狀にては碓氷峠の山道に鐵道連絡の通ずるは速くも五六年後の事にして夫れ迄は直江津上田間の鐵道と東京横川間の鐵道と此一箇處あるが爲めに直接の交通を妨げらるゝと均しく東海道の鐵道も駿遠二州河流の爲めに今後數年間は其連絡を全うする能はざるならんと云へり此の如く今の官行鐵道工事も一は山に一は川に各其進路を遮られて事業の困難孰れとも輕重を附し難し其趣は恰も最初、山の一難を恐れて後ち今い躊て川と與に兩難を招たるの姿にして人智若し豫め視るの靈あらしめば寧ろ其始より銳意して先の一難を除くに從事し同時に兩難を併立せしめざるの手段大切あらざりしやと無責任の江湖には漫に評する者さへなきに非ず實際困難の模樣は兎も角も凡そ鐵道事業の進歩遲々たるの一點に至りては官私の工事與ち殊なる所あしと云ふも別に不都合あかる可し

時事新報

然るに世に一種の論者あり頻に說と爲して曰く今日本の鐵道論者は唯漫に外國の鐵道事業を引用して人口何人に鐵道何哩、米に於ては地積何方哩に線路若干なりと直接に其比例を移して我國工事の緩慢を喋々するもの是れは彼我の情實を辨せざるの空論にして取るに足らず試に地圖を披て之を視るに我國の形狀丈長くして幅狹く山脈縱橫に馳せて河川其間を奔流するの甚しき、山に川に全國到る處として鐵道工事の妨害を爲さざるなければ謂ゆる工事の緩慢も其實人にらずして全く造化の咎なりと云はざる可らず溫りに西洋の例を求めて日本の工事と云々するは素人流の考ならんと以上論者の所說一切其條理を存ずとして抹殺に附す可きに非ずと雖も工事の緩慢の咎に歸して吾は乃ち知らずと云ふは甚だ謂はれなきの次第にして例へば日本鐵道會社の路線に就て之を視るも東京以北仙臺迄の既成工事は何れや、仙臺より青森までも概ね又平坦の原野にして軌條の敷設には極めて便利なる可き筈に尙且つ其工事の遲々堪へざる次第と云ふべし鐵道の勾配は平地あれば百分の一山坂にても四十分の一を踰えざるを良と爲す者にして我輩は聞く所を以てするに日本鐵道會社の線路工化の咎なる者も何れの處に之を發見し得べきや當國に於ては百分の一山坂にても四十分の一を踰えざるを良と爲す者に事は概ね悪く百分の一の勾配に[illegible]社の線路工に至りても殆んど絶無の姿あれば隨て工事の容易にして進歩の速なる可き筈は當然あるに實際の成迹に至りては却て之に反對して大に緩慢なるは其原因全く造化天險の外に在ると明白にして日本は一概に山國なり西洋諸國平坦の地に敷設する鐵道の例と以て日本と括らんとするは素人流の考なりと云ふ論者自身の考こそ寧ろ實際不通の議論なれと我輩は逆まで其所說に抗せんと欲する者なり日本の地勢は面積に割合せて山脈の多きに過ぐるは明白の事實にして全國の鐵道工事に困難非常の場所ある中は孰れも去迚平地の鐵道其起工の容易なる地方までを併せて此中に混同して日本は山國なりと云々の口實と庇蔭に設けて其緩慢を恕するの手段と爲す者あるに於ては我輩は最も熱心して之に不服と唱へざる可らず然り而して碓氷の險、駿遠の川の如き大工事に至りても早晩其事業を全成せしめざれば日本に鐵道の用を爲さざるは道理の明白なる者なれば我輩は之に對しても尙か希望なき能はず乞ふ次號に於て之を述べん　（未完）

官報

○大藏省告示第百六十二號
一紙幣三百七十七萬八千百八十圓七十錢
右ハ銀貨ト交換支消紙幣金札引換公債證書代リ紙幣補助銀貨及紙幣ト交換セシ損傷紙幣ノ合計ニシテ十一月二十一日ヨリ同二十四日マテ印刷局構內ニ於テ會計檢査院官吏立會燒棄セリ
明治二十年十二月一日　大藏大臣伯爵松方正義

○東京府令第六十九號
麹町區選擧府會議員一名缺員ニ付本月中右補缺選擧會ヲ開ク但開會期日ハ該區長ヨリ告示スヘシ
明治廿年十二月一日　東京府知事男爵高崎五六

○東京府告示第六十五號
東京始審裁判所及同各治安裁判所執務時限本日ヨリ午前九時出頭午後四時退廳ト相定ム
明治廿年十二月一日　東京府知事男爵高崎五六

○東京府告示第六十六號
十一月三十日東京府會及區部會郡部會ヲ閉ツ
明治廿年十二月一日　東京府知事男爵高崎五六

○公債償還
大藏大臣より一昨二十九日東京府へ左の通達を達したり
七分利付金祿公債元金償還の爲め來る十二月五日其府へ國債記錄兩局の官員出張抽籤執行爲致候條該公債證書の所有者十名以上を選み立會として同日午前第九時出頭候據取計ふべし

○日本郵船會社への達
日本郵船會社命令書第七條利益補給金額の儀に付ては昨三十日遞信大臣より左の如く同社へ達したり
日本郵船會社
命令書第七條補給金ハ其社資本ノ增減收入ノ多少ニ拘ハラズ同條ニ記載セル年限中每年金八十八萬圓冤下付スヘシ
明治廿年十一月三十日　遞信大臣子爵榎本武揚
（以上本年十二月一日官報）

雜報

○小泉信吉氏　同氏は此程慶應義塾總長に囑任されたる旨證の爲め明三日午後五時三十分より福澤先生始め同塾幷に幼稚舍の役員教員三十餘名を芝公園紅葉館に招請して饗宴を開くといふ

○井坂直幹氏　大倉組の井坂直幹氏は商用にて去月廿九日大坂地方へ出立したり同氏とも日本土木會社員なりしが去る頃より同組へ入りたるよしなり

○東海散士の饗應　高知の有志者は先般同地へ着したる柴四朗氏外二名を招請去る去月廿七日に懇親會を開く筈なりしといふ

○米國絹業の元祖　もと米國ニューセルレーのマダーソンの知事たりしヒョン レール氏は米國にて製絹業の開祖と稱せられる人なりしが此程英國のマックレスフィルドに於て死去したり同氏は元來マックレスフィルドの近傍に生れ五歲の年より製絹の業に從事し千八百三十五年に始めて米國に來りてマダーソンに製絹改良會社を起し專ら其事を擔當し自ら製絹器械を工風して大に其業を改良し千八百五十三年にニューヨークなる結晶宮の大輪を製して名譽を博せり千八百五十七年の恐慌には氏は五十萬弗を損し千八百六十九年に其製造所燒亡して又四十萬弗を失ひたれども氏は更に屈せずして再び之を建築し其業に從事せしが千八百七十三年の不景氣に非常の損失を被りしにも拘らず氏は猶ほ屈せずして其業を勵みたるも今より五年前に氏の負債は凡そ三十萬弗にも及びたるに債主等は氏と約束を五年間製造所の上り高を我方に收めたる後氏と返却すべき旨と以てしたるに氏は直ちに之を諾し非常の靈力を以て三年間にて靈く其約束を果せしのみならず却て以前に增したる身代を起すに至れり千八百六十九年マダーソンの知事に撰擧されしが其他に一度も官に就きたることなしといふ

○アユーブ汗の死去　曩にセルシヤの都府テーランを脫走して行衛知れずなりし同汗の親屬某は此頃テーランに歸りて縛に就きたるが同人の話に據ればアユーブ汗の脫走の途中九月一日騎兵の一隊に出逢ひ當時苦戰したれども遂に敗走して此處彼處に潛伏し其時負ふたる傷と糧々の艱難の爲め死したりと戚る英字新聞に見えたり

○印度支那　印度支那とは交趾支那、安南、東京と合稱するものにして元來交趾支那には佛國より別に知事を置て安南、東京は同國の外務省にて直轄しるしが佛國政府にては去る頃より印度支那は組織の事を議決し安南、東京を海軍省の所轄となし又印度支那には文官の太守を置て軍事の外は總て太守にて所轄する事となりコンスタン氏が之に

○佛國議院の議事
議院より於てカッファ氏を選ばれたる委員に撰ばれ選任されたる委員は育して曰く議院の要ウサルソン氏を告訴國の刑法に於ては六ざる禁錮に當つべきと依て內閣議長ルーバ氏は內閣が司法ず余は實に動章賣出日の事は內閣が司法他の事件は强ち無根彈を開くの必要もなし同の認可する所ある閣も其實に任ずべ犯點あらば十分に之を茲に讀するは是れ議院りとて頼りに紙彈委員取る所の精神に正當なる其當と得ざるもの終るや議院中非常に紛ルヴル氏の動議は二百數にて可決せられたり

○ニューヘブリッチ件に關する左の數項佛國がニューヘブリ府より布告されたり（ソールズベリー侯は同訓令を下し佛國がニューヘブリッチは其報酬として英國諸嶋と占領するなり十月二十六日發）

○佛國議院の議事
議院より於てカッファ氏を選ばれたる委員に撰ばれ選任されたる委員は育して曰く議院の要ウサルソン氏を告訴國の刑法に於ては六ざる禁錮に當つべきと依て內閣議長ルーバ氏は內閣が司法ず余は實に動章賣出日の事は內閣が司法他の事件は强ち無根彈を開くの必要もなし同の認可する所ある閣も其實に任ずべ犯點あらば十分に之を茲に讀するは是れ議院りとて頼りに紙彈委員取る所の精神に正當なる其當と得ざるもの終るや議院中非常に紛ルヴル氏の動議は二百數にて可決せられたり

○ニューヘブリッチ件に關する左の數項佛國がニューヘブリ府より布告されたり（ソールズベリー侯は同訓令を下し佛國がニューヘブリッチは其報酬として英國諸嶋と占領するなり十月二十六日發）

伯林にては英佛兩政府及び藝西運河の事協議同盟を來さん事を要へ

○獨逸の民俗　歐米諸近頃歸國したる人の民俗に一般に酒落[illegible]し男女の間柄、官吏商[illegible]を極めて所謂文明社[illegible]に兼て人に聞き書物にえざりしが一個の界[illegible]論程案外に感じたる事する繼手綱屢の窮[illegible]婦人は如く憤柄よ大[illegible]に叱咤し去るが如[illegible]やしく男子に[illegible]れ[illegible]れに接し甚しきは煙草と煙ゆらす等男[illegible]

キリストマス●新年音物禮
用金剛石及ビ寶石類
●簿記學　通學寄宿及獨習生募集但特別生廿名通常生廿名補欠生入學ヲ許ス卒業期十五日間●淺草本館ヲ神田ニ移シ淺草本館ヲ分館ト改稱ス
●述記　講談
第七冊　出版
父正路事久々病氣ノ處養生不相叶本月一日死去致候條此段辱知諸賢ニ報シ併テ生前ノ厚誼ヲ謝ス